

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ホームヘルプステーション十六 下益城郡松橋町大字西下郷 544番地	医療法人社団 本田会 下益城郡松橋町大字南豊崎 585番地 本田 溥	平成15年 11月14日	43000200211117	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第1127号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年11月26日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ホームヘルプステーション十六 下益城郡松橋町大字西下郷 544番地	医療法人社団 本田会 下益城郡松橋町大字南豊崎 585番地 本田 溥	平成15年 11月14日	43000300139119	児童居宅介護

熊本県告示第1128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年11月26日

熊本県知事 潮谷 義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社ファミリーライフくまもと 熊本市出町4番3号	有限会社ファミリーライフくまもと	平成15年11月17日

熊本県告示第1129号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成15年11月18日次のように推奨したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年11月26日

熊本県知事 潮谷 義子

種別	題名	推奨理由
推奨映画	ファイディング ニモ（ブエナビスタ インターナショナル）	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第1130号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年11月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）